

2026 年 7 月 29 日

各 位

会 社 名 フューチャー株式会社
代表者名 代表取締役社長 谷口 友彦
 (コード番号 4722 東証プライム)
問合せ先 ファイナンシャル&アカウンティンググループ
 執行役員 松下 恭和
 (T E L : (03) 5740 - 5724)

会 社 名 合同会社キーウエスト・ネットワーク
代表者名 代表社員 DANA POINT Corporation PTE. LTD
 職務執行者 金丸 恭文

合同会社キーウエスト・ネットワークによる
フューチャー株式会社（証券コード：4722）に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ

合同会社キーウエスト・ネットワークは、2026 年 7 月 29 日、フューチャー株式会社の普通株式を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、合同会社キーウエスト・ネットワーク（公開買付者）が、フューチャー株式会社（本公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2026 年 7 月 29 日付「フューチャー株式会社（証券コード：4722）の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2026 年 7 月 29 日

各 位

会 社 名 合同会社キーウェスト・ネットワーク
代 表 者 名 代表社員 DANA POINT Corporation PTE. LTD
職務執行者 金丸 恭文

フューチャー株式会社（証券コード：4722）の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

合同会社キーウェスト・ネットワーク（以下「公開買付者」といいます。）は、2026 年 7 月 29 日、フューチャー株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場、証券コード：4722、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

公開買付者は、資産管理業務等を主たる目的として、対象者の代表取締役会長であり第 2 位株主である金丸恭文氏（以下「金丸氏」といいます。）（所有株式数：11,117,400 株、所有割合（注 1）：12.53%）により 2000 年 2 月 2 日に有限会社として設立され、2017 年 5 月 17 日付で組織変更を行った合同会社です。公開買付者の定款上、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）その他の法令に定めるところにより公開買付者の総社員の同意又は社員の過半数をもって決定すべき全ての事項について、業務執行社員の過半数をもって決定することができるものとされているところ、金丸氏が出資持分の全てを保有する資産管理会社である DANA POINT Corporation PTE. LTD が公開買付者の唯一の業務執行社員であるため、金丸氏が公開買付者の意思決定を実質的に支配しています。公開買付者は、2026 年 7 月 29 日現在、東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式 30,187,000 株（所有割合：34.02%）を所有しており、対象者の主要株主である筆頭株主に該当します。なお、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けに係る決済の開始日までの間に、合同会社から株式会社に組織変更することを予定しております。当該組織変更後の公開買付者の議決権を有する株主は DANA POINT Corporation PTE. LTD のみとなる予定であり、組織変更後も金丸氏が公開買付者の意思決定を実質的に支配することになります。

（注 1）「所有割合」とは、対象者が 2026 年 7 月 29 日に公表した「2026 年 12 月期 第 2 四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された 2026 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数（95,328,000 株）から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（6,593,434 株）を控除した株式数（88,734,566 株）（以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じとします。

今般、公開買付者は、対象者株式を非公開化することを目的として、対象者株式の全て（但し、譲渡制限付株式報酬として対象者の取締役（監査等委員であるものを除きます。）及び従業員並びに対象者の子会社の取締役及び従業員に付与された対象者の譲渡制限付株式を含み、公開買付者が所有する対象者株式、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式（以下に定義します。）を除きます。）を取得するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注 2）に該当し、金丸氏は、中長期的な対象者グループ（対象者、連結子会社 20 社及び持分法適用関連会社 4 社の計 24 社を総称していいます。）の企業価値向上を図るべく、本取引後も現在と同じ代表取締役会長として、引き続き対象者の経営にあたることを予定しております。なお、2026 年 7 月 29 日現在、公開買付者は、対象者のその他の役員との間で本取引後の役員就任について何らの合意も行っておりません。本取引後の対象者の役員構成を含む経営体制の詳細については、本取引後、対象者と協議しながら決定していく予定です。

（注 2）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、一般に、公開買付者が対象者の役員又は対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である場合における公開買付けをいいます。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、金丸氏（所有株式数：11,117,400 株、所有割合：12.53%）との間で、

2026年7月29日付で公開買付けに関する合意書（以下「本合意書」といいます。）を締結し、①金丸氏が所有する対象者株式11,117,400株のうち5,558,700株（所有割合：6.26%）について本公開買付けに応募し、残りの5,558,700株（所有割合：6.26%、以下「本不応募合意株式」といいます。）について本公開買付けに応募しない旨、②本公開買付けが成立することを条件として、本不応募合意株式の全部について、金丸氏を唯一の委託者兼受益者、公開買付者を受託者として、金丸氏が公開買付者に対して信託譲渡する（以下「本信託譲渡」といい、かかる信託譲渡により設定された信託を「本信託」といいます。）旨、③本信託に係る信託財産に属する対象者株式（本不応募合意株式）に係る議決権（なお、本公開買付けの成立後、対象者の株主名簿上の株主を公開買付者のみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）が対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）にて行われる場合の本株式併合の承認に係る対象者の株主総会における本不応募合意株式の全部に係る議決権を含みます。）は、公開買付者が行使する旨を合意しております。なお、本信託譲渡は、本取引の実行後も対象者を通算親法人とするグループ通算制度を継続することを前提として、(i) 金丸氏個人及びその資産管理会社における資産管理方針との整合性を確保すること、及び(ii) 本不応募合意株式に係る株式数以上の対象者株式を保有する株主（公開買付者を除く。）が本株式併合の効力発生日において対象者の株主として残存する可能性（いわゆるインターローパーリスク）を回避し、本スクイーズアウト手続を確実に完了させ、対象者の株主名簿上の株主を公開買付者のみとすることを実現すること等を理由として採用したものです。また、本信託譲渡は、本合意書を締結する日以前1年以上継続して法第27条の2第7項第1号に定める形式的特別関係者の関係にある金丸氏と公開買付者との間で行われるものであり、法第27条の2第1項但書に定める「適用除外買付け等」に該当することになるため、本信託譲渡について公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）との関係で問題が生じ得る場面ではないと考えております。

本公開買付けの概要は、以下のとおりです。

（１）対象者の名称

フューチャー株式会社

（２）買付け等を行う株券等の種類

普通株式

（３）買付け等の価格

普通株式1株につき、金2,451円

（４）買付け等の期間

2026年7月30日（木曜日）から2026年9月10日（木曜日）まで（30営業日）

（５）決済の開始日

2026年9月17日（木曜日）

（６）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	52,988,866（株）	23,376,700（株）	－（株）
合計	52,988,866（株）	23,376,700（株）	－（株）

（注１）本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（23,376,700株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（23,376,700株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注２）本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数（52,988,866株）を記載しております。当該最大数は、本基準株式数（88,734,566株）から、公開買付者が所有する対象者株式数（30,187,000株）及び本不応募合意株式数（5,558,700株）を控除した株式数です。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(7) 公開買付代理人

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が2026年7月30日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに関する売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。本公開買付けに関する売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類は、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者株式を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下同じとします。）第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の関係者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

このプレスリリース又はこのプレスリリースの参照書類の記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者、対象者又はそれぞれの関係者は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。このプレスリリース又はこのプレスリリースの参照書類の中の「将来に関する記述」は、このプレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

公開買付者、公開買付者及び対象者の各財務アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関係者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲のほか、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則 14e-5 (b) の要件に従い、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英文ウェブサイト（又はその他の公開開示方法）においても英文で開示が行われます。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。